

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震動ハザードマップ)

玉城町の地震動ハザードマップによると、過去最大クラスの南海トラフ地震の切迫性が指摘されており、今後30年間でマグニチュード8～9クラスの発生確率は70～80%で最大震度は6強と想定されている。震度6強の予測エリアは外城田地区の一部と下外城田地区の多くの部分であるが、それ以外の地域でも町内のほとんどの部分は最大震度6弱と想定されている。

(液状化ハザードマップ)

玉城町の液状化ハザードマップによると、外城田地区の多くと下外城田地区の一部地域が液状化危険度予測の可能性が高くなっている。

(洪水浸水ハザードマップ)

玉城町の洪水浸水ハザードマップによると、大雨等による浸水想定区域は田丸地区から有田地区に向け、また下外城田地区の一定地域において0.5m以上3.0m未満のエリアが存在する。

(土砂災害・ため池ハザードマップ)

玉城町の土砂災害・ため池ハザードマップによると、町内にはため池が30か所存在することから、ため池浸水想定区域が存在する。さらに僅かではあるものの、有田地区、田丸地区、下外城田地区の一部に土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が存在する。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 432
- ・ 小規模事業者数 378

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	工業	143	121	町内に広く分布している
	商業 サービス業	289	257	町内田丸地区に比較的多い

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 地域防災計画、受援計画、業務継続計画（BCP）、タイムライン（「いつ」・「何を」・「誰が」行うのかを整理した計画）等の策定
- ・ 防災訓練、4校区避難訓練の実施
- ・ 防災資機材、備蓄食料等の準備

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 三重県中小企業共済協同組合と連携した火災共済の周知及び加入促進
- ・ 女性部員による防災備品（非常食）の販売や部員による炊き出しの訓練

## II 課題

現状では、緊急時の取組について協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する十分な助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、玉城町商工会と玉城町役場との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## ※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・玉城町商工会と玉城町役場の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・普段からの備えをしておくことにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営支援等の巡回時に、ハザードマップ等を使用しながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報やホームページ等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は令和2年事業継続計画を作成（別添のとおり）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・東京海上火災保険に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・三重県中小企業共済共同組合と連携し、火災共済の内容について小規模事業者に周知するため、職員向けの研修を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCPの取組み希望者に対する専門家派遣の実施
- ・(仮称) 玉城町事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会、役場）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、玉城町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後5時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を玉城町商工会と玉城町役場で共有する。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・玉城町商工会と玉城町役場との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

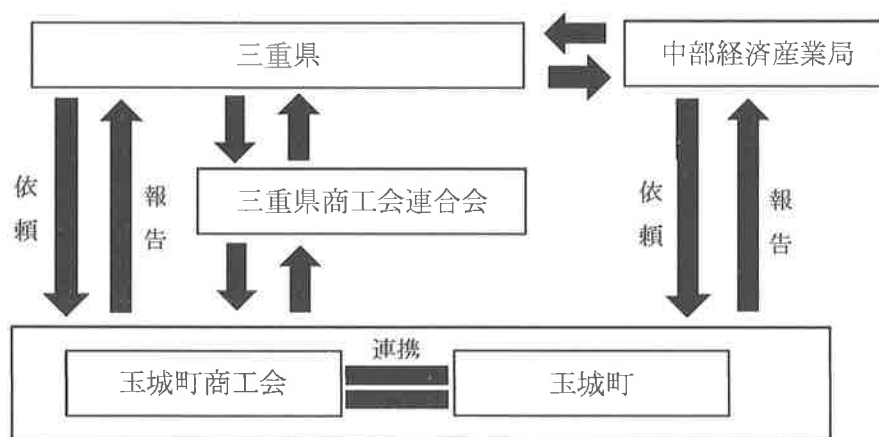
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、玉城町商工会と玉城町役場は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	2日に1回共有する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集・報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・ 玉城町商工会と玉城町役場は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 玉城町商工会と玉城町役場が共有した被害情報を、三重県の商工担当部署へ報告（メール又はFAX）する。
- ・ 三重県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（三重県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・ 初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、玉城町役場と相談する（玉城町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、玉城町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

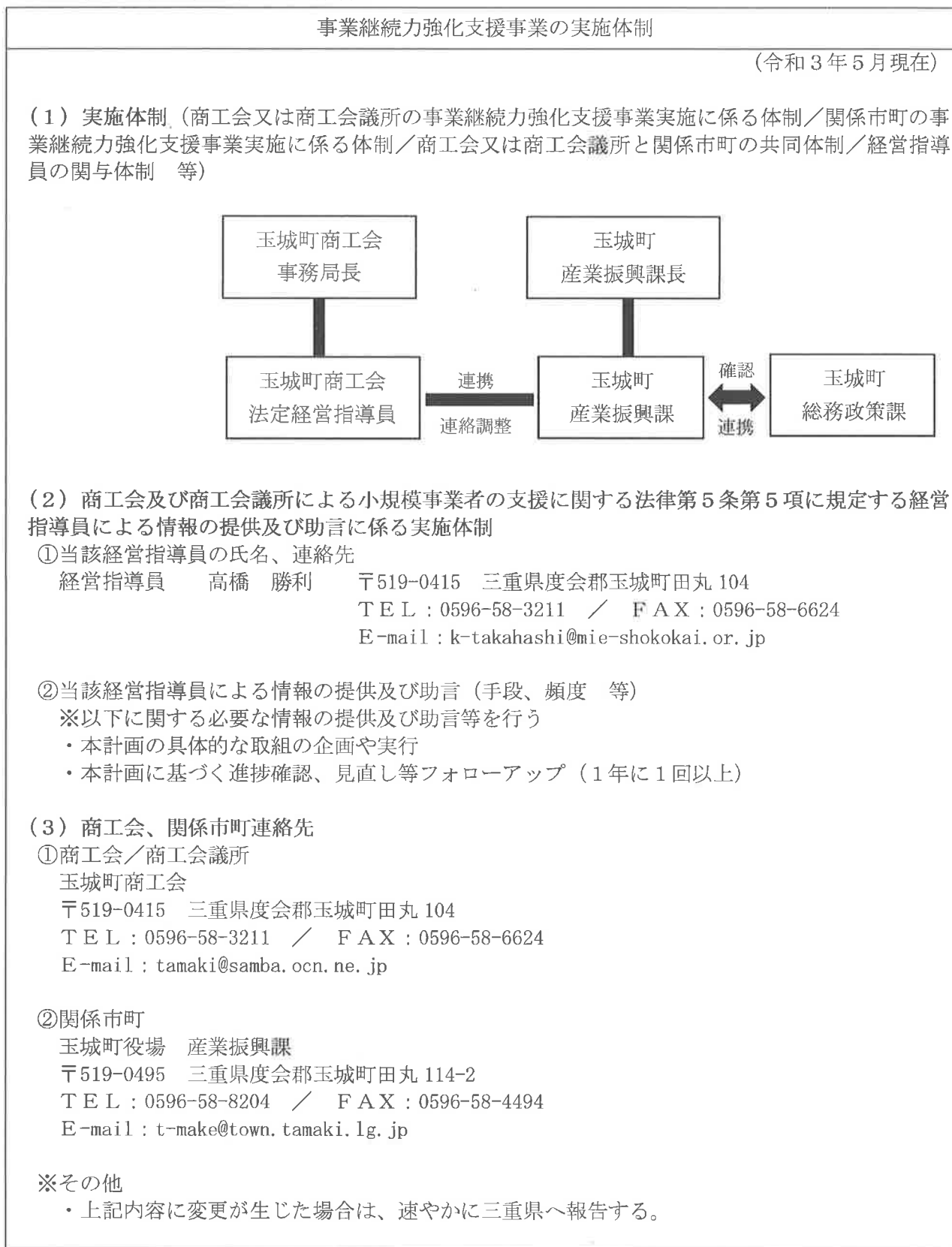
- ・ 三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	690	540	540	540	540
・専門家派遣費	330	330	330	330	330
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・備蓄品、対策費	200	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等